

付 議 第 6 号

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 26 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 2月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「1月3日まで」を「1月3日までの日」に改める。

第3条第1項中「の名称」を削り、「のとおり」を「に定めるとおり」に改め、同条第2項中「利用時間については」を「利用時間は」に、「別表第1に掲げる」を「前項の主な」に改め、「ものとする」を削る。

第4条第1項中「学習室（グループ用）」を「プラザの学習室（グループ用）」に、「次項第4号において「許可施設等」」を「以下「許可施設」」に、「同項」を「次項」に改め、同条第2項第4号中「許可施設等」を「許可施設」に改める。

第5条第1項第1号中「指定管理者の」を「指定管理者若しくはその命を受けた者が」に改める。

第6条中「規定する額の使用料」を「定める計算単位当たりの使用料の額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの使用料の額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料（当該利用者がプラザの多目的室を専ら教育活動に関することの練習又は準備のために利用する場合にあっては、当該額に0.7を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、プラザの多目的室の利用者にあっては、その全部又は2分の1を独占的に利用するときに限る。

第9条中「若しくは」を「及び」に、「又は指定管理者」を「並びに指定管理者及びその命を受けた者」に改める。

第10条の見出しを「（損害賠償義務）」に改める。

第12条第3号中「及び設備」を「、設備等」に改め、同条第4号中「プラザ」を「プラザの設置」に改める。

第13条中「の規定による」を「に規定する指定管理者の」に改め、同条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第14条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条第1号中「その事業計画書」を「前条第1号の事業計画書（以下この条において「事業計画書」という。）」に改め、同条第2号及び第3号中「その事業計画書」を「事業計画書」に改め、同条第4号中「支援する」を「及び支援する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他教育委員会規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

第15条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、年度の途中において、第17条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

第15条第2号中「経費」を「経費等」に改め、同条第3号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第17条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「その賠償の責め」を「、賠償責任」に改める。

第20条を第21条とする。

第19条中「（以下この条において「従事者」という。）」を削り、「個人情報」を「、個人情報」に、「従事者の」を「業務に従事している者がその」に改め、同条を第20条とする。

第18条中「前条第1項の規定により」を「第17条第1項の規定に基づき」に、「施設」を「プラザの施設」に改め、同条を第19条とする。

第17条の次に次の1条を加える。

（指定等の告示）

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

- (1) 第14条第1項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第14条第2項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

区分		計算単位	計算単位当たりの使用料	
			18歳未満の者等	18歳未満の者等以外の者
学習室（グループ用）		1時間	—	230円
多目的室	全室	1時間	150円	820円
	1/2室	1時間	80円	410円
音楽スタジオ		1時間	150円	200円
多目的室及び音楽スタジオの附属設備		許可1回	規則で定める額	規則で定める額

- 備考 1 この表において「18歳未満の者等」とは、青少年のうち、18歳未満の者並びに18歳以上の者で高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校及び専修学校の高等課程に在学する者をいう。
- 2 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。
- 3 使用料の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。

参考資料 1

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立塩見記念青少年プラザの使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（抜粋）

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（抜粋）

（休館日）

（休館日）

第2条 プラザの休館日は、次に掲げるとおりとする。

第2条 プラザの休館日は、次に掲げるとおりとする。

（1） 略

（1） 略

（2） 12月29日から翌年の1月3日までの日

（2） 12月29日から翌年の1月3日まで

2 略

2 略

（主な施設の名称及び利用時間）

（主な施設の名称及び利用時間）

第3条 プラザの主な施設は、別表第1に定めるとおりとする。

第3条 プラザの主な施設の名称は、別表第1のとおりとする。

2 プラザの利用時間は、午前8時から午後8時30分までの間で前項の主な施設ごとに教育委員会規則で定める。

2 プラザの利用時間については、午前8時から午後8時30分までの間で別表第1に掲げる施設ごとに教育委員会規則で定めるものとする。

3 略

3 略

（利用の許可等）

（利用の許可等）

第4条 プラザの学習室（グループ用）、多目的室及び音楽スタジオ並びに多目的室及び音楽スタジオの附属設備（以下「許可施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（プラザの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。次項並びに次条及び第9条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第4条 学習室（グループ用）、多目的室及び音楽スタジオ並びに多目的室及び音楽スタジオの附属設備（次項第4号において「許可施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（プラザの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。同項並びに次条及び第9条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の

許可をしないことができる。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、許可施設を利用させることが不適當であると認めるとき。

3 略

(利用の許可の取消し等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。

(2)～(5) 略

2 略

(使用料の納付)

第6条 利用者は、別表第2に定める計算単位当たりの使用料の額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの使用料の額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料（当該利用者がプラザの多目的室を専ら教育活動に関することの練習又は準備のために利用する場合にあっては、当該額に0.7を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とす

許可をしないことができる。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、許可施設等を利用させることが不適當であると認めるとき。

3 略

(利用の許可の取消し等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(2)～(5) 略

2 略

(使用料の納付)

第6条 利用者は、別表第2に規定する額の使用料を県に納付しなければならない。

る。)を県に納付しなければならない。ただし、プラザの多目的室の利用者にあつては、その全部又は2分の1を独占的に利用するときに限る。

(利用する者の責務)

第9条 プラザを利用する者は、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定並びに指定管理者及びその命を受けた者の指示に従い、利用が終了した時点で、プラザを原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第10条 プラザを利用する者又は指定管理者は、故意又は過失によりプラザの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) プラザの施設、設備等の維持管理に関する業務

(4) 第1条に規定するプラザの設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

第13条 第11条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

(1) 前条各号に掲げる業務 (以下「業務」という。)に係る事業計画書

(利用する者の責務)

第9条 プラザを利用する者は、この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者の指示に従い、利用が終了した時点で、プラザを原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第10条 プラザを利用する者又は指定管理者は、故意又は過失によりプラザの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 第1条に規定するプラザの目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

第13条 第11条の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

(1) 前条各号に規定する業務 (以下「業務」という。)に係る事業計画書

(2) 略

(指定管理者の指定等)

第14条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) 前条第1号の事業計画書（以下この条において「事業計画書」という。）によるプラザの運営が青少年の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容がプラザの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(4) プラザにおける青少年の活動を理解し、及び支援することができるものであること。

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他教育委員会規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第17条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しな

(2) 略

(指定管理者の指定)

第14条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) その事業計画書によるプラザの運営が青少年の平等利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画書の内容がプラザの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(4) プラザにおける青少年の活動を理解し、支援することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

ければならない。

- (1) 略
- (2) 業務に係る経費等の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者によるプラザの管理の実態を把握するために教育委員会が必要があると認めるもの

(指定の取消し等)

第17条 教育委員会は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。

(指定等の告示)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

- (1) 第14条第1項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第14条第2項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(原状回復義務)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第17条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて

- (1) 略
- (2) 業務に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者によるプラザの管理の実態を把握するために教育委員会が必要であると認めるもの

(指定の取消し等)

第17条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務

業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったプラザの施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第20条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第21条 略

別表第2（第6条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの使用料	
		18歳未満の者等	18歳未満の者等以外の者
学習室（グループ用）	1時間	二	230円
多目的室	全室	1時間	150円
	1/2室	1時間	80円
音楽スタジオ	1時間	150円	200円
多目的室及び音楽スタジオの附属設備	許可1回	規則で定める額	規則で定める額

の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者又は業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を遵守し個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第20条 略

別表第2（第6条関係）

1 基本使用料

区分	基本使用料（1時間当たり）	
	18歳未満の者等	18歳未満の者等以外の者
学習室（グループ用）	二	240円
多目的室（全室）	150円	860円
多目的室（1/2室）	80円	430円
音楽スタジオ	150円	210円
多目的室及び音楽スタジオの附属設備	原価計算を基礎として知事が定める額	

備考 1 この表において「18歳未満の者等」とは、青少年のうち、18歳未満の者並びに18歳以上の者で高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校及び専修学校の高等課程に在学する者をいう。

2 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。

3 使用料の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

2 多目的室を専ら教育活動に関することの練習又は準備のために利用する場合の使用料の額は、当該利用に係る基本使用料の70パーセントに相当する額とする。ただし、使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額を当該使用料の額とする。

備考 1 この表において「18歳未満の者等」とは、青少年のうち、18歳未満の者並びに18歳以上の者で高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校及び専修学校の高等課程に在学する者をいう。

2 この表において「多目的室及び音楽スタジオの附属設備」の利用とは、許可1回の利用をいう。

3 多目的室の使用料は、多目的室の全室又は2分の1室を独占的に利用する場合に限り徴収する。

4 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。